

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第三十二号（令和六年十二月十六日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第一号ロ及び第二号ホ(2)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後			改 正 前		
別表第四（第七条の二の四関係）			別表第四（第七条の二の四関係）		
一～十七	（略）	（略）	一～十七	（略）	（略）
<u>十八</u>	真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）		（新設）	（新設）	（新設）
十九～四十四	（略）	（略）	<u>十八～四十三</u>	（略）	（略）
備考 二十の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。			備考 十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるもの限り×印に該当する。		
別表第五（第七条の八の三関係）			別表第五（第七条の八の三関係）		
一～十一	（略）		一～十一	（略）	
<u>十二</u>	ひずみゲージ式センサ		（新設）		
<u>十三</u>	真空ポンプ		（新設）		
<u>十四</u>	空ポンプ（新設） ホイール・バランス（新設）		（新設）		
<u>十五</u>	推進薬		（新設）		
<u>十六～二十三</u>	（略）		<u>十二～十九</u>	（略）	
（削る）			<u>二十</u>	ひずみゲージ式センサ	
<u>二十四～二十七</u>	（略）		<u>二十一～二十四</u>	（略）	

附 則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。